

審査基準

令和6年3月1日作成

法令名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項	第4条第1項
処分の概要	自動車の新規登録、変更登録、移転登録をしようとする者は、政令で定めた保管場所の確保を証する書面が必要となる。
原権者	警察署長
法令の定め	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）、第2条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の手続等）、第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	申請を受理した日からおおむね7日（休日を含まない）
申請先	当該自動車の保管場所を管轄する警察署長
問い合わせ先	各警察署若しくは警察本部交通部交通規制課 (048) 832-0110
備考	